

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和元年5月7日

武雄市長 小 松 政

1 概要

(1) 業務名

武雄市ふるさと納税業務

(2) 業務内容

「武雄市ふるさと納税業務委託仕様書」、「武雄市ふるさと納税業務委託プロポーザル実施要領」による。

(3) 履行期間

契約の締結の日から令和2年3月31日まで

2 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式とし、提案書及び見本作品等を基に審査を行い、最も高い評点を獲得した者を選定する。

3 スケジュール

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 公募の開始 | 令和元年5月7日(火) |
| (2) 質問受付期間 | 令和元年5月7日(火)～5月9日(木) |
| (3) 質問回答期限 | 令和元年5月10日(金) |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和元年5月13日(月) 正午 必着 |
| (5) 提案書の提出期限 | 令和元年5月16日(木) 午後5時 必着 |
| (6) 1次書類審査 | 令和元年5月21日(火) |
| (7) 1次審査結果通知 | 令和元年5月23日(木) |
| (8) プレゼンテーション審査 | 令和元年5月28日(火) |
| (9) 契約締結期限 | 決定後通知予定 |

※各日程については、変更が生じる場合もあるので注意すること。

4 参加資格等

次の項目を全て満たす者とする。

- (1) 対象となる契約案件についての武雄市競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第

1 項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。

- (3) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領(平成 23 年訓令第 3 号)による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律 154 号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けたものを除く。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) その他選定委員会が必要と認めた要件

5 参加表明の手続き

(1) 提出書類・必要部数

ア 様式 1 「参加表明書」	1 部
イ 様式 2 「秘密保持誓約書」	1 部
ウ 任意様式「同種・類似事業の実績が分かる書類(実績報告書)」	1 部
エ 任意様式「会社概要」	1 部
オ 納税証明書の写し(※)	1 部

※参加表明書提出の前 3 か月以内に発行された証明書で、国税、参加表明する者の所在地における道府県税又は都税及び市町村民税又は特別区税の未納がないことを示すもの

なお、ア～エの書類については、社名の記載と社印の押印及び契約締結権限者名の記載とその印を必ず押印したうえで提出すること。

(2) 提出方法及び提出窓口

ア 提出方法

事前に電話連絡のうえ、下記提出窓口まで直接持参すること。

イ 提出窓口

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

武雄市 企画部 企画政策課 (担当:古川・富永) 電話 0954-23-9325 (直通)

(3) 提出期間及び受付期間

ア 提出期間

令和元年 5 月 13 日(月) 正午まで (ただし土、日、祝日を除く。)

イ 受付

午前 9 時～正午まで、及び午後 1 時～午後 5 時まで。

6 質疑

- (1) 提出期間 令和元年 5 月 7 日（火）～5 月 9 日（木）午後 5 時
- (2) 提出書類 質問票（様式 3）
- (3) 提出方法 電子メールで提出すること。ただし、提出する場合は、事務局に対して電話で着信の確認を行うこと。
- (4) 回答期限 令和元年 5 月 10 日（金）
- (5) 回答方法 全ての質疑回答を参加表明者全員に通知

7 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和元年 5 月 16 日（木）午後 5 時（郵送の場合は必着）
- (2) 提出方法 提出する提案は 1 案とし、持参又は書留郵送にて提出すること。それ以外の方法による提出は認めない。
- (3) 提出書類
 - ア 企画提案書
 - イ 見積書

8 審査

(1) 1 次審査

企画提案書等による書面審査を行う。提案書等の提出者数が 3 者を超える場合には、1 次審査上位 3 者によって 2 次審査（プレゼンテーション）を行う。

ア 結果通知

令和元年 5 月 21 日（火）に当該審査を行った全事業者に対し、書面にて通知するものとする。また、書面の通知と併せて電子メールを送信する。

イ 結果に関する問い合わせ

1 次審査を通過しなかった事業者は、審査結果について、結果通知到着後 1 週間以内に書面にて説明を求めることができるものとする。

なお、提出にあたっては事前に電話連絡のうえ持参すること。

(2) 2 次審査（プレゼンテーション審査及び総合審査）

1 次審査（書類審査）を通過した事業者に対して、1 事業者あたり制限時間 30 分以内（準備・片づけ含む）によるプレゼンテーション審査を行い、その後、総合的に審査する。

なお、プレゼンテーション審査における使用機器は参加事業者において、審査会場は市においてそれぞれ手配する。

(3) 審査結果

ア 委託事業者の決定

審査委員による審査の結果を市長に報告し、武雄市ふるさと納税業務委託に係る

事業者を決定する。

イ 審査結果の通知

前項目の決定に基づき、速やかに2次審査（プレゼンテーション審査）に参加した事業者審査結果を通知する。

ウ 審査に関する問い合わせ

審査により、選定されなかった事業者は、審査結果について、結果通知到着後1週間以内に書面にて説明を求めることができるものとする。

なお、提出にあたっては事前に電話連絡のうえ持参すること。

9 選定委員会

(1) 選定を行う委員会は「武雄市ふるさと納税業務委託プロポーザルに係る選定委員会」とする。

(2) 選定委員会構成メンバーは、武雄市職員で構成する。

(3) 審査方法

審査委員会会議は、非公開とする。

10 失格事項

下記のいずれかに該当する場合は、当該参加希望者を失格とする。

(1) 本公告の4の参加資格を満たさなくなった場合。

(2) 選定委員会委員に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

(4) 指定する様式によらない場合。

(5) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。

(6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

(7) 虚偽の記載がなされた場合。

11 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は参加希望者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は、返却しない。

(3) 提出された提案書等は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。

(4) 提出された提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(5) 本市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(6) 提出された書類は、武雄市情報公開条例（平成18年3月1日条例第11号）に

基づく開示が実施されることがある。

- (7) 提出された書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (8) 市が定める採点基準に満たない場合は失格とする。
- (9) 参加者が 1 社のみの場合においても、2 次審査（プレゼンテーション）を行い、市の設定する基準点以上の場合は受託候補者とする。
- (10) 本公告に定めのない事項並びに本公告に疑義が生じた場合は、協議により定める。

1 2 問い合わせ先

武雄市企画部企画政策課

住所 〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

電話番号 0954-23-9325

Fax 番号 0954-23-3816